

令和8年5月
第1回利島村議会臨時会
日 程(案)・議案書



利 島 村

令和8年第1回（5月）利島村議会臨時会 日程表(案)

- 日程1 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度利島村一般会計補正予算〈第6号〉及び浄化槽事業補正予算〈第5号〉）
- 日程2 議案第29号 利島村庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程3 議案第30号 令和8年度利島村一般会計補正予算〈第1号〉について
- 日程4 議案第31号 自走式クレーン車両購入 物品供給契約について

令和8年第1回（5月）利島村議会臨時会 提出議案一覧

番号	件名	区分
議案第 28 号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度利島村一般会計補正予算〈第6号〉及び浄化槽事業補正予算〈第5号〉）	予算
議案第 29 号	利島村庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について	条例
議案第 30 号	令和8年度利島村一般会計補正予算〈第1号〉について	予算
議案第 31 号	自走式クレーン車両購入 物品供給契約について	その他

以上4件

議案第 28 号

専決処分の承認を求める件について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記

「処分事項」

令和 7 年度東京都利島村一般会計補正予算<第 6 号>

令和 7 年度東京都利島村浄化槽事業補正予算<第 5 号>

令和 8 年 5 月 20 日

提出者 東京都利島村長

村 山 将 人

議決第 号

令和 8 年 月 日 原案 決

東京都利島村議会議長 加 藤 大 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

「処分事項」

令和 7 年度東京都利島村一般会計補正予算<第 6 号>

令和 7 年度東京都利島村浄化槽事業補正予算<第 5 号>

令和 8 年 3 月 31 日

東京都利島村長 村 山 将 人

「処分理由」

浄化槽事業の事業計上漏れのため、速やかに予算措置する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため。

令和7年度東京都利島村一般会計補正予算<第6号>

令和7年度東京都利島村一般会計補正予算<第6号>は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,881,099千円とし、総額の変更はない。

2 歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		330,360	7,035	337,395
	3 上下水道費	213,146	7,035	220,181
1 4 予備費		12,000	△7,035	4,965
	1 予備費	12,000	△7,035	4,965
歳 出 合 計		2,881,099	0	2,881,099

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	25,783	0	25,783
2 総務費	1,679,530	0	1,679,530
3 民生費	220,880	0	220,880
4 衛生費	330,360	7,035	337,395
5 労働費	21,569	0	21,569
6 農林水産業費	108,619	0	108,619
7 商工費	122,290	0	122,290
8 土木費	161,770	0	161,770
9 消防費	22,467	0	22,467
10 教育費	125,351	0	125,351
12 公債費	50,480	0	50,480
14 予備費	12,000	△7,035	4,965
歳 出 合 計	2,881,099	0	2,881,099

3 歳 出
款 4 衛生費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
款 項	目				特 定 財 源		
					国都支出金	地方債	その他
4 衛生費		330,360	7,035	337,395			
3 上下水道費		213,146	7,035	220,181			
2 合併処理浄化槽事業費		79,455	7,035	86,490			
14 予備費		12,000	△7,035	4,965			
1 予備費		12,000	△7,035	4,965			
1 予備費		12,000	△7,035	4,965			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
7,035			
7,035			
7,035	18 負担金補助 及び交付金	7,035	2 合併処理浄化槽事業補助 7,035 1 8 負担金補助及び交付金 7,035 補助金 7,035 浄化槽事業会計補助金
△7,035			
△7,035			
△7,035			1 予備費 △7,035 2 9 予 備 費 △7,035 予備費 △7,035 予備費

令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計補正予算<第5号>

(総 則)

第 1 条 令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計補正予算<第5号>は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	収	入	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 浄化槽事業収益	85,830 千円	7,035 千円	92,865 千円
第 1 項 営業収益	10,499 千円	0 千円	10,499 千円
第 2 項 営業外収益	75,331 千円	7,035 千円	82,366 千円
	支	出	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 2 款 浄化槽事業費用	79,101 千円	7,035 千円	86,136 千円
第 1 項 営業費用	77,773 千円	7,035 千円	84,808 千円
第 2 項 営業外費用	1,328 千円	0 千円	1,328 千円

令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計補正予算実施計画<第5号>

(収益的収入及び支出)

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 浄化槽事業収益			85,830	7,035	92,865	
	2 営業外収益		75,331	7,035	82,366	
		1 他会計補助金	60,301	7,035	67,336	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 浄化槽事業費用			78,950	7,035	85,985	
	1 営業費用		77,773	7,035	84,808	
		2 処理場費	17,719	7,035	24,754	

令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	7,518,000
減価償却費	26,877,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	79,000
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	152,000
長期前受金戻入額	△15,030,000
支払利息	586,000
未収金の増減額 (△は増加)	△640,000
未払金の増減額 (△は減少)	△4,346,969
小計	15,195,031
利息の支払額	△586,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	14,609,031
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△12,100,000
一般会計補助金による収入	17,991,728
負担金による収入	597,950
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,489,678
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△6,489,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,489,000
資金増加額 (又は減少額)	14,609,709
資金期首残高	33,367,354
資金期末残高	47,977,063

令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計予定貸借対照表（当年度分）

（令和8年3月31日）

資 産 の 部

1. 固 定 資 産							
(1) 有 形 固 定 資 産	円	円	円	円			
イ 構 築 物	149,308,540						
ロ 車 両	<u>△52,954,324</u>	96,354,216					
有 形 固 定 資 産 合 計	588,240						
(2) 無 形 固 定 資 産							
イ ソ フ ト ウ ェ ア		801,200					
無 形 固 定 資 産 合 計					<u>801,200</u>		
						97,743,656	
2. 流 動 資 産							
(1) 現 金 ・ 預 金					47,977,063		
(2) 未 収 入 金		2,937,686					
(3) 貸 倒 引 当 金		<u>0</u>			<u>2,937,686</u>		
流 動 資 産 合 計						<u>50,914,749</u>	
						<u>148,658,405</u>	

		負債の部			
3.	固定負債				
(1)	イ 企業浄化槽事業債	27,273,593			
	業債計		27,273,593		27,273,593
4.	流動負債				
(1)	イ 企業浄化槽事業債	6,490,198			
(2)	企業未引賞法引		6,490,198		
(3)	イ 口 与定福利引当金	613,000	12,125,662		
	引当金計	235,000			
(4)	イ 口 引当金計		848,000		
	流動負債計		2,700		19,466,560
5.	繰延収益				
(1)	イ 長期前受金		120,156,563		
(2)	イ 長期前受金		△30,460,497		
	繰延収益計				89,696,066
	繰延収益計				<u>136,436,219</u>
資本の部					
6.	資本金				2,786,364
7.	剰余金				
(1)	イ 利益剰余金	9,435,822			
	利益剰余金計		9,435,822		9,435,822
	剰余金計				<u>12,222,186</u>
	資本負債				<u>148,658,405</u>

令和7年度東京都利島村浄化槽事業会計補正予算説明書<第5号>

(単位:千円)

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節	補正予定額	説明
1 浄化槽事業収益	85,830	7,035	92,865		7,035	
2 営業外収益	75,331	7,035	82,366		7,035	浄化槽事業の収益的支出に充てるための一般会計補助金
1 他会計補助金	60,301	7,035	67,336		7,035	
				一般会計補助金	7,035	

(単位:千円)

	既決予定額	補正予定額	計	節	補正予定額	説明
1 浄化槽事業費用	78,950	7,035	85,985		7,035	
1 営業費用	77,773	7,035	84,808		7,035	
2 処理場費	17,719	7,035	24,754		7,035	
				委託料	7,035	汚泥再生処理センター維持管理支援業務

議案第 29 号

利島村庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和 8 年 5 月 20 日

提出者 東京都利島村長 村 山 将 人

「提案理由」

近年の資材価格高騰等により、公共施設整備において機動的な財源対応が必要となっております。

このため、本基金の名称を公共施設整備基金に改めるとともに、対象を庁舎建設に限定せず、公共施設全体へ拡大するものであります。

あわせて、基金の運用について適正化を図るものであります。

議決第 号

令和 8 年 月 日 原案 決

東京都利島村議会議長 加 藤 大 樹

(この頁は白紙です。)

条例第 号

利島村庁舎建設基金条例

利島村庁舎建設基金条例（平成 27 年利島村条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

利島村公共施設整備基金条例

第 1 条中「庁舎建設の実施に必要な資金を積み立てるため」を「公共施設の建設、改修その他整備の実施に必要な資金を積み立てるため」に、「利島村庁舎建設基金」を「利島村公共施設整備基金」改める。

第 4 条を次のように改める。

（運用の基本原則）

第 4 条 基金の運用に当たっては、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用に努めるものとする。

第 5 条を次のように改める。

（運用方法）

第 5 条 基金に属する現金は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる方法により運用することができる。

- （1）金融機関への預金
- （2）国債、地方債その他安全性の高い有価証券
- （3）その他村長が適当と認める方法

第 6 条中「庁舎建設に関し必要とする場合に限り」を「公共施設の建設、改修その他整備に関し必要とする場合に限り」に改める。

第 7 条を第 10 条とし、第 6 条の次に次の 3 条を加える。

（運用益金の処理）

第 7 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 8 条 村長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用状況の整理）

第 9 条 村長は、基金の運用状況について必要な事項を整理し、財政運営の透明性の確保に努める

ものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の利島村庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた基金は、この条例による改正後の利島村公共施設整備基金として積み立てられたものとみなす。

利島村庁舎建設基金条例（平成27年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>利島村庁舎建設基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 利島村の<u>庁舎建設の実施に必要な資金を積み立てるため</u> <u>_____、利島村庁舎建設基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（運用益金の処理）</p> <p>第4条 <u>基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>（繰替運用）</p> <p>第5条 <u>村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、<u>庁舎建設に関し必要とする場合に限り</u> <u>__その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>利島村公共施設整備基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 利島村の<u>公共施設の建設、改修その他整備の実施に必要な資金を積み立てるため、利島村公共施設整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（運用の基本原則）</p> <p>第4条 <u>基金の運用に当たっては、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>（運用方法）</p> <p>第5条 <u>基金に属する現金は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる方法により運用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(1) <u>金融機関への預金</u></p> <p>(2) <u>国債、地方債その他安全性の高い有価証券</u></p> <p>(3) <u>その他村長が適当と認める方法</u></p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、<u>公共施設の建設、改修その他整備に関し必要とする場合に限り</u> <u>__その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>（運用益金の処理）</p> <p>第7条 <u>基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。</u></p> <p>（繰替運用）</p>

(委任)
第7条 (略)

第8条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の整理)

第9条 村長は、基金の運用状況について必要な事項を整理し、財政運営の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 (略)

(この頁は白紙です。)

議案第 30 号

令和 8 年度利島村一般会計補正予算〈第 1 号〉

令和 8 年度利島村一般会計補正予算〈第 1 号〉は、次に定めるところによる。

〔歳入歳出予算の補正〕

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,900 千円を増額し、歳入歳出の総額を 2,340,647 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の〔款〕・〔項〕の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算の補正」による。

令和 8 年 5 月 20 日

提出者 東京都利島村長 村山 将人

議決第 号

令和 8 年 月 日 原案 決

東京都利島村議会議長 加藤 大樹

(この頁は白紙です。)

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 8 繰入金		526,988	15,900	542,888
	1 基金繰入金	526,988	15,900	542,888
歳 入 合 計		2,324,747	15,900	2,340,647

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		337,618	15,900	353,518
	2 離島交通受託事業費	311,291	15,900	327,191
歳 出	合 計	2,324,747	15,900	2,340,647

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
1 村税	50,677
2 地方譲与税	2,622
3 利子割交付金	220
4 配当割交付金	581
5 株式等譲渡所得割交付金	636
6 法人事業税交付金	2,009
7 地方消費税交付金	8,852
8 自動車取得税交付金	3
9 環境性能割交付金	644
10 地方特例交付金	78
11 地方交付税	437,206
13 使用料及び手数料	25,017
14 国庫支出金	82,174
15 都支出金	1,008,697
16 財産収入	14,320
17 寄付金	2,000
18 繰入金	526,988
19 繰越金	1
20 諸収入	81,022
21 村債	81,000
歳 入 合 計	2,324,747

(単位：千円)

補正額	計
0	50,677
0	2,622
0	220
0	581
0	636
0	2,009
0	8,852
0	3
0	644
0	78
0	437,206
0	25,017
0	82,174
0	1,008,697
0	14,320
0	2,000
15,900	542,888
0	1
0	81,022
0	81,000
15,900	2,340,647

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	26,760	0	26,760
2 総務費	550,344	0	550,344
3 民生費	244,575	0	244,575
4 衛生費	451,253	0	451,253
5 労働費	18,500	0	18,500
6 農林水産業費	161,327	0	161,327
7 商工費	337,618	15,900	353,518
8 土木費	267,790	0	267,790
9 消防費	15,782	0	15,782
10 教育費	191,198	0	191,198
12 公債費	49,600	0	49,600
14 予備費	10,000	0	10,000
歳 出 合 計	2,324,747	15,900	2,340,647

2 歳 入

款 18 繰入金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
18	繰入金	526,988	15,900	542,888
	1 基金繰入金	526,988	15,900	542,888
	1 基金繰入金	526,988	15,900	542,888

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 特定目的基金繰入金	15,900	④庁舎建設基金繰入金	15,900

3 歳 出
款 7 商工費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
款 項	目				特 定 財 源		そ の 他
				国都支出金		地方債	
7商工費		337,618	15,900	353,518			15,900
2離島交通受託事業費		311,291	15,900	327,191			15,900
1離島交通受託事業費		311,291	15,900	327,191			15,900 繰入金 15,900

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
	14 工事請負費	15,900	7 クレーン車維持管理 15,900 1 4 工事請負費 15,900 工事請負費 15,900 ラフタークレーンテント車庫整備工事

議案第 31 号

自走式クレーン車両購入 物品供給契約について

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、「自走式クレーン車両購入」について、下記のとおり物品供給契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 契約の目的 | 自走式クレーン車両購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | ¥73,700,000—（消費税 10%込） |
| 4 契約の相手 | 東京都墨田区堤通 1 丁目 19-9
リバーサイド隅田セントラルタワー 9 階
株式会社 タダノ |

令和 8 年 5 月 20 日提出

東京都利島村長 村 山 将 人

「 提案理由 」

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 項の規定に基づく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める必要がある。

議決第 号

令和 8 年 月 日 原案 決

東京都利島村議会議長 加 藤 大 樹

(この頁は白紙です。)